

## 入会済みの受入機関が新様式の入会証明書を取得するための手続きについて

協議会入会手続きの見直しに伴い、入会手続きの見直しに伴い、入会証明書の様式を変更いたします（以下、様式変更前の入会証明書を「現行様式の入会証明書」、様式変更後の入会証明書を「新様式の入会証明書」と記載）。令和 7 年 1 月 1 日以降、出入国在留管理局への在留諸申請時には、新様式の入会証明書が必要となります。**新様式の入会証明書発行に必要な手続きは、下記の通りです。**

※経過措置として、令和 6 年 12 月 31 日までは現行様式の入会証明書をお使いいただくことが可能です。ただし、法人情報に変更がある場合は、令和 6 年 12 月末以前であっても、新システムにおいて変更手続きを行った上で在留諸申請を行う必要があります。

<新様式の入会証明書発行に必要な手続き> ※本紙では、手続きの概要のみを記載しています。詳細な手順については、新システム稼働後に操作マニュアルをご参照ください。

### **手順 1. 新システムへの移行手続きを行う**

現行システムにおいて入会済みの受入機関へは、令和 6 年 5 月中旬～下旬頃（※令和 6 年 5 月に入会された場合は 6 月中旬）に、入会証明書に記載された法人所在地・代表者宛へ、新システムを使用するための引継ぎコードを記載したハガキを簡易書留にて郵送いたします。ハガキに記載された手順に沿って、新システムへの移行作業を行っていただくようお願いいたします。

### **手順 2. マイページに登録されている情報が最新であることを確認する**

上記手順 1 に沿って新システムへログインした後、会員マイページに登録されている情報が最新であること（※）をご確認ください。最新でない場合は、登録情報を最新にしてください。

※最新であることとは、具体的には、法人情報や特定技能外国人の受入事業所の情報、特定技能外国人の情報が実態に即した状態となっていること等を指します。

### **手順 3. 入会証明書の更新手続き（有効期間更新申請）を行う**

上記手順 2 で、会員マイページ上の情報が最新となりましたら、入会証明書の更新手続き（有効期間更新申請）を行います。

**更新手続きの際には、登録している受入事業所ごとに「事業所の指定通知書」を添付する必要があります。**

申請が完了されましたら事務局窓口において確認に移ります。確認完了後、1～2 週間程度で新様式の入会証明書（有効期間 4 年間の見込み）を発行いたします。

※次の有効期間更新申請は、入会証明書の有効期限の 4 か月前より可能となります。（有効期限 4 か月前より前のタイミングでの有効期間更新申請はできません。）

以上